

第8 市町村法定外普通税・目的税

法定外税については、平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されたことに伴い、法定外普通税について許可制度を廃止し、国の同意を要する事前協議制に移行するとともに、法定外目的税の創設等の改正が行われた。現在県内において法定外税を課税している市町はないが、過去には、神戸市における商品切手発行税など4税が課税されていたことがある。

なお、神戸市における商品切手発行税については平成6年4月1日、広告税については平成元年3月31日、旧北淡町における山砂利等採取税については平成4年3月31日、旧五色町における粘土採取税については昭和58年3月31日をもってそれぞれ廃止されている。

商品切手発行税

神戸市における商品切手発行税の課税は、昭和6年に法定外独立税として創設した時から始まっており、その後、昭和25年に法定外普通税へ税種が変更された後も、地方財政委員会の設立許可（現行法上は総務大臣）を得て平成5年度まで存続していた。

この税の創設理由は必ずしも明らかでないが、商品切手（百貨店が発行する商品券、ワイシャツ券、ネクタイ券及びビール券等）の発行が都市に集中している実態からみて、都市的税目として都市特有の財政需要に充てるために設けられたものと考えられる。

第2-33表 法定外普通税に係る過去の課税状況

税目	課税団体	課税客体	課税標準	税率	納税義務者	徴収方法	廃止年月日
商品切手発行税	神戸市	商品切手の発行	発行額	4%	発行者	申告納付	平成6年4月1日
広告税	神戸市	運搬役割又は気球電柱による広告	広告料金	10%		特別徴収又は普通徴収	平成元年3月31日
		気球又は音声による広告で広告業者を通じないもの	広告料金	10%		特別徴収又は普通徴収	
		立看板等による広告	1個	50円		特別徴収又は普通徴収	
		建植看板等による広告	3.3㎡	1期100円 ※年3期 (4/1、8/1、12/1)		普通徴収	
		ポスター	1個	5円		普通徴収	
山砂利等採取税	旧北淡町	山砂利等採取	採取量	20円/㎡	採取業者	申告納付	平成4年3月31日
粘土採取税	旧五色町	粘土の採取	採取量	40円/㎡	採取業者	申告納付	昭和58年3月31日